

# 手形・小切手の 全面電子化に向けた対応についてのお知らせ



現在、金融業界では全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」のもと、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としています。益田信用組合では、こうした手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、以下の対応を実施します。

## 手形・小切手を振り出しされるお客さま

### 1 手形・小切手の発行受付終了

2026年4月30日（木）をもって、手形・小切手の発行受付を終了しました。小切手に代わる現金払戻しについては、当座預金払戻請求書をご利用ください。詳細については、当組合ウェブサイトをご確認ください。

### 2 手形・小切手の最終振出期限の設定について

#### 最終振出期限：2026年9月30日（水）

当組合の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。2026年10月1日以降を振出日とする、または振出日が未記入の手形、及び取引先へのお支払い（代金支払い等）を目的とした小切手はお取扱いできなくなります。



#### × ご利用いただけなくなる取扱い

##### ● 第三者への支払いを目的として利用する場合

<例>

・お取引先への代金支払いなど

※2026年10月1日以降（または空欄）を振出日として交換呈示された場合、決済されず「振出期限超過（0号不渡り）」を不渡事由として返却します。

不渡事由「振出期限超過」は0号不渡りに該当し不渡回数に計上されないため、取引停止処分の対象とはなりません。

※他行で受け付けられ、当組合が支払銀行として呈示を受けた場合でも、振出日が期限以降のものは決済されず、不渡りとなります。

#### ○ 引き続きご利用いただける取扱い

##### ● 当座預金の口座名義人ご本人が、当座預金の払戻しを行う目的で利用する場合

<例>

- ・当座預金からの現金払戻（当組合所定の払戻請求書利用）
- ・当座預金からの振替
- ・当座預金からの税金・公共料金の納付、お振込み

## 手形・小切手をお受け取りになるお客さま

### 3 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

#### 受付終了日：2026年9月30日（水）

2026年9月30日（水）をもって他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いを終了します。

なお、益田信用組合を支払地とする手形・小切手等については、振出日が2026年9月30日（水）以前のものに限り引き続き受付可能です。手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後の検討により、現時点において当組合で入金可能な手形・小切手についても、今後取扱いが変更になる可能性があります。取扱いに変更が発生した場合には、当組合ウェブサイトなどでお知らせいたします。

他行を支払地とする手形・小切手は受付終了日以前でも他行の判断により、「振出期限超過」を不渡事由として返却されることがあります。この場合に当組合から預金者へ手形・小切手をお返しする際、不渡手形返却手数料（880円）をお支払いいただくことになりますので、ご了承ください。

### 4 2027年4月以降を期日とする手形等の取立受付の停止

2025年6月2日（月）より、2027年4月以降を支払期日とする手形等について、期日管理を行う代金取立の受付を停止しております。お取引先に、電子的な決済手段へ移行していただく必要があります。



## 当座勘定規定等の改定

改定日:2026年10月1日(木)

上記①～③の実施にともない、2026年10月1日(木)に当座勘定規定、普通預金取引規定、貯蓄預金取引規定、納税準備預金規定、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法、定期性預金規定を改定します。

## 代替サービスのご案内

益田信用組合では、手形・小切手の代替サービスとして「ますしんビジネスバンキング」および「益田信用組合でんさいネット」をご用意しておりますので、検討くださいますようお願い申し上げます。

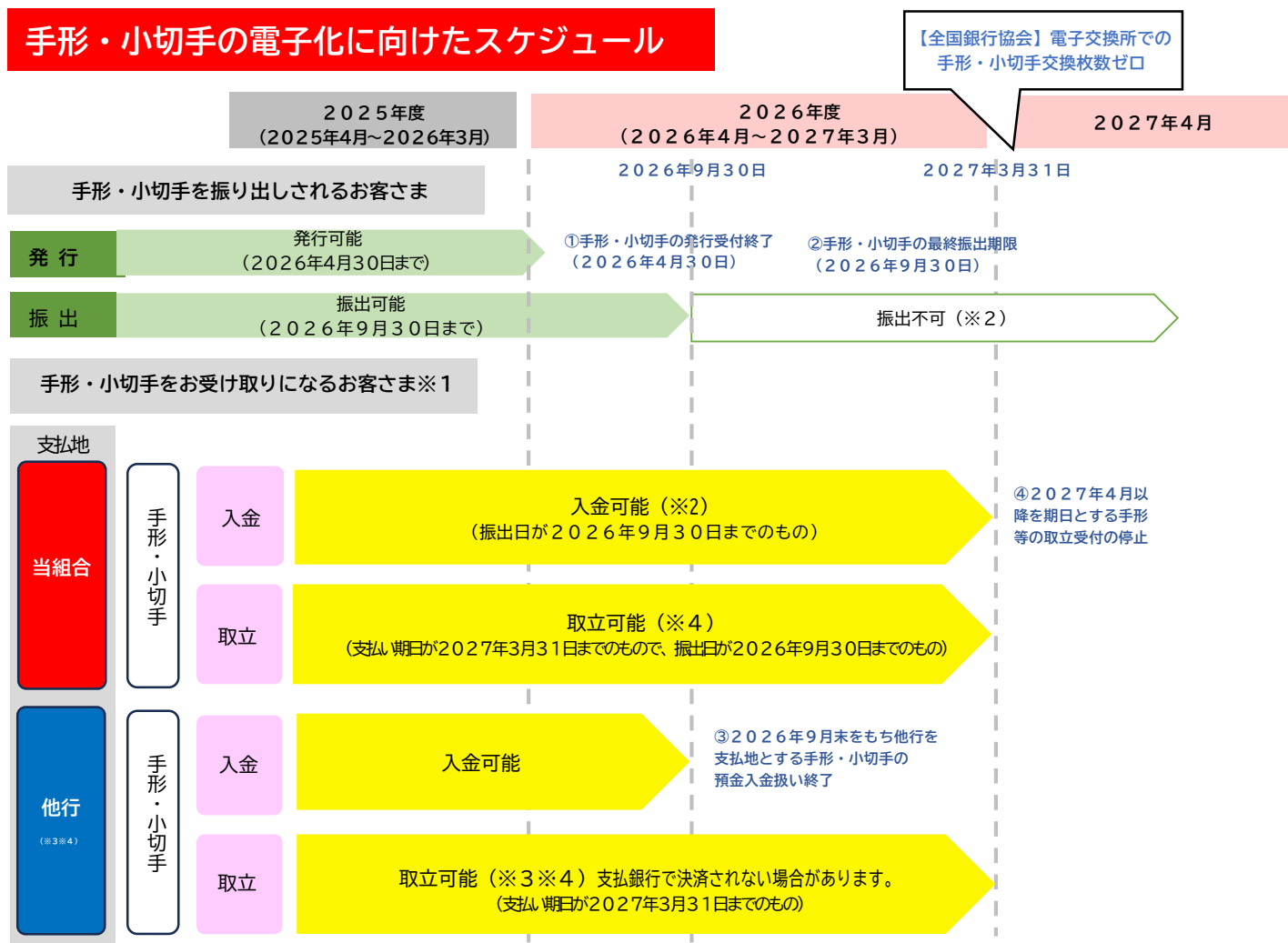
※ご利用にあたっては、当組合所定の審査があります。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

| お取引内容   | 手形・小切手に代わるサービス              |
|---------|-----------------------------|
| 手形のお取引  | ますしんビジネスバンキング/益田信用組合でんさいネット |
| 小切手のお取引 | ますしんビジネスバンキング               |

詳しくは、ますしんホームページでご確認ください。

<https://www.masushin.jp/>

## 手形・小切手の電子化に向けたスケジュール



※1 2025年6月2日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止しています。

※2 手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後の検討により、現時点において当組合で入金可能な手形・小切手についても、今後取扱いが変更になる可能性があります。取扱いに変更が発生した場合は、当組合ウェブサイトなどでお知らせいたします。

※3 支払地が他行の手形・小切手について、支払銀行によっては、最終振出期限を定めている場合があります。その場合、当組合で入金・取立の受付をしても、支払銀行で決済されない可能性がありますので、あらかじめ振出期限をご確認ください。

※4 取立には受付条件がございます。受付条件については、お取引店にお問い合わせください。



<本件に関するお問い合わせ> 当組合の取引店へご相談ください。